

## ○特殊建築物等定期報告対象建築物リストの閲覧の場所及び閲覧に関する要領

(平成26年6月27日改正)

建築物の定期報告を促進し、もって建築物を適法な状態に維持し、その安全性を確保することを目的として、特殊建築物等定期報告対象建築物リストの閲覧の場所及び閲覧に関する要領を次のように定める。

(趣旨)

**第1条** この要領は、特殊建築物等定期報告対象建築物リスト(以下「建築物リスト」という。)の閲覧に関して必要な事項を定めるものとする。

(閲覧に供する内容)

**第2条** 閲覧することができる内容は当該年度の報告対象建築物の用途、名称、所在地及び所有者(民間建築物は除く)とする。

(閲覧対象者)

**第3条** 建築物リストを閲覧することが可能となる者は報告調査資格者(1級・2級建築士、建築基準適合判定資格者、国土交通大臣の登録を受けた特殊建築物等調査資格者講習を修了した者)など、定期報告に関する業務に従事する者とする。

(閲覧の場所)

**第4条** 建築物リストの閲覧場所は、加古川市都市計画部建築指導課とする。

(閲覧の期間)

**第5条** 閲覧期間は毎年6月25日から10月31日とする。

(閲覧の時間等)

**第6条** 閲覧場所における建築物リストの閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 閲覧場所の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(閲覧の手続)

**第7条** 建築物リストを閲覧しようとする者は、閲覧簿にその氏名、住所、所属事務所、調査資格及び閲覧の目的を記入して閲覧の申請をしなければならない。

(閲覧場所以外の場所での閲覧の禁止)

**第8条** 建築物リストは、閲覧場所以外の場所で閲覧してはならない。

(情報の目的外使用の禁止)

**第9条** 建築物リストを閲覧して得た情報は、定期報告に関する業務以外への利用を禁止する。

(閲覧の拒否又は停止)

**第10条** 建築指導課長は、建築物リストの閲覧を申請し、又は閲覧している者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該閲覧を拒否し、又は当該閲覧の停止を命ずることがある。

(1) 建築物リストを汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められる者

(2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(3) この要領に違反した者又は係員の指示に従わない者